

## 第4回鹿屋市行財政改革推進委員会 会議録

日 時：平成18年7月6日（木曜日）午後1時30分～3時55分

会 場：鹿屋市役所3階庁議室

出席者：秋元耕一郎・入佐俊治・上原忠明・大谷和信・木原誠・坂中春久・高目秋彦  
豊重哲郎・中原浩一・宮島和男・吉野千代子

欠席者：小林千鶴・神宮司康生・福留勝志・松本辰二（敬称略）

事務局：行政経営改革課（浅井・川井田・徳留・黒木・吉留・郷原・小原）

### 【1.開 会】

### 【2.議事 協議題 第3回委員会の会議録について】

事務局：第3回委員会の会議録については、事前に配布しているのお目通し頂いていると思うが、修正箇所は赤色の挿入と見え消しの二重線の箇所である。

会 長：何かないか。なければ、了承いただいた。

### 【3.議事 協議題 鹿屋市組織機構見直し方針案について】

事務局：（配布資料「組織機構見直し方針案」に沿って説明、以下要点抜粋）

組織機構の見直しについては、行政経営改革大綱、定員適正化計画などにに基づき、今後減少する職員数に応じた組織自体の見直し、あわせて行政の守備範囲の見直しを行う必要があること、合併により生じた職員数の増大への対応とより効率的な事務体制を構築するために、進めるものである。

委 員：鹿屋市の組織の中で、今報道されているミサイル等、危機管理をどうするか、専門にそれを管理する人がいるのか、組織化されてもし何か起きたときにすぐに対応できるのか。県では危機管理事務局がある。他の都市、大きな施設を持っているところについては対応できている。鹿屋は海上自衛隊があるが、鹿屋市は組織の中でそういった危機管理部門があるのかどうか。

事務局：時期を得た意見であるが、有事法制の法改正があってから、鹿屋市でも自治防災課に担当者を二人配置して協議しているところである。このことも踏まえてこの5年間の中で組織機構見直しを進めていく。

委 員：計画は百点だと思うが、気になるのは、組織改革の中で計画から実行にいたる中で、各課にお願いするときに抵抗勢力が出てくることである。計画作りは非常に優秀な方がするのだが、いざ実行するときに本当の責任者が見えない気がする。ここには課長、総務部長がおられるが、総務部長はいろいろあるわけだから、行革を進めていく中でだれかが権限を持ってやらないと、計画まではできてもその後の実行はなかなか難しいと思う。そういう責任者が見えないのではないのか。

会 長：関連してご意見はないか。行政経営改革課が調整する形で進めてきた感を持っているが、ここまで市民、委員、組織のバックアップを受けて来ているが、調整だけでは前に進む速度が遅いと思われる。そろそろ、総務部長の管轄で、いつまでどういう形で、こう進める、という権限を持たせることで、委員が求める形がでてくるのでは。もうひとつは、これだけITが進んだ中で、総合支所が本庁まで持参して押印、決裁を持ちまわる時代は終わったのでは

ないか。ネットを通じて各課は伺いを立てられて、パソコンで決裁ができるはずである。学校でさえ通知表についても効率化を図っている。事務局が進めるスピードアップの見直しについても、即できるはずである。そういう権限を持った課に行革課がなってくれば、できるものは即するという指導体制下に位置づけられるのではないかと思うのだが。

委員：権限を持った三役がこの会に出席される機会は今後ないのか。

事務局：反省点としては、一つは意思決定の問題。各課への指導力不足があったと思う。意思決定のあり方については、行革に関する意思決定を図る定期的な総括会議をもつように進めてきた。例えば庁議機能というのがあり、総合調整機能を持つ意思決定機関であるものの、基本的には最終的に市長の決裁があって意思決定がなされるが、行政改革については意思決定を総括会議で決定することを決めた。定期的な開催を行い四役必ず出席し、その中で方向性を決めていくということである。それから各課に対しての説明や対話、計画の実行について、具体的に進んでいないのは反省をしているところである。体質の改善については、行政改革についての職員の顔が見えないというのもそのとおりである。ヒアリングをすれば意識改革が必要なことはどの職員も認識しているのだが、ではどうしたら実行が進めていけるか、となると回答が出てこないところである。どうしたら実行していけるか、試行錯誤を繰り返しているところである。

会長：総括会議の開催など、行革について一定の方向性が出てきたのではないか。他にご意見はないか。なければ、組織見直し方針案については、当委員会の意見・提言を踏まえて推進していただきますよう、よろしくお願いします。では次に報告の権限移譲をお願いします。

#### 【４．議事 報告 権限移譲について】

事務局：（資料３「権限移譲について」に沿って報告、以下要点抜粋）

権限移譲については、地方ができるものは地方へ、という考えであるが、現場レベルでは業務量が増えるが、住民サービスの向上の観点から積極的に受入れを進める方向で検討しているところである。

問題点としては、県は権限だけでなく懸案事項まで引き継ぐ考えであるということ、派遣職員の人件費は市負担となること、役職等について条件が提示されること、県内部でも担当課と市町村課で温度差があることなどがある。

取り組み方針としては、10万都市として拒否する理由はないと考えており、移譲を前提として組織見直し方針案とも整合性を取りながら進めていく。

委員：権限移譲について、メリットもあるが、デメリットもあると思う。行革のほうでデメリットは検討しているか。

事務局：協議で出てくるのはデメリットだけである。人員が減る中で業務が増えるのが一番問題。それと許認可に関する権限がおりてくると、例えば農振関係などは、職員も地域に住んでいるとやりづらい面もあり、このように市の職員が住民と直接利害関係を持って対立したり調整したりする必要があり、そういった点で難しい面がある。職員も法令に関する知識向上させないといけないだろうし、また勉強も必要だろうと考えている。その他としては、係争案件の引継ぎなどもある。それらのデメリットを踏まえて、冒頭の目的を念頭に置いて受入れを検討していきたい。

委員：いろいろな権限を移譲するのはいいのだが、受入れの体制づくりが大事だと思う。

委員：この権限移譲について現場の方と話したことがあるが、例えば教育委員会で学校教育課と社会教育課との間で、この事務をどちらがする、というような仕事の分担について両方で戸惑う面があるようである。権限移譲による事務のやりとりをしっかりと組織の中で見極めてや

る必要があり、同じ市役所の中で課同士がいがいみ合うような状況になるといけない。先ほどの組織とあわせてその辺を細部にわたって注意してやっていただきたい。

委員：行革でこの権限移譲の話が出るとは思っていなかったの、うれしく思っている。県が市に業務をおろすというのは、市民には一番分からない部分である。役所同士の話であるから。それを簡単に言われて市は受入れしたくないと、余計な仕事が増える、それに対してこの許認可はいくら予算がつけてあると、2万とか3万とか、そんなお金で受けて、人が足りなくなってしまうということになる。私が県と打合せしたときも、相当な数の権限移譲が市町村におりてくる。これをどのレベルで受け入れるのか、行革委員会ではなく、もっと高いレベルで、市長レベルでやる必要がある。具体的に言うと、ガスなどでいうと何百キロ以上の貯蔵というのがあり、県に届けないといけない。いろんな業種について、わざわざ業者が県に行って届出をしているケースが相当数あるはずである。それが全部市でできるようになったら、市民からすればすごいサービスである。それを踏まえて、あまり金額とかではなくて、全体的に見て、市民を支援する立場で受ける受けないを判断してもらいたい。農振などについても、知っていれば困るといのは職員レベルの問題であり、市民はしてもらえないことはしてもらいたいと考えている。市民サイドで考えてもらいたい。

事務局：この63パッケージについては県から一方的に来ているのだが、逆に言えば市民の側、市の側からこの事務をおろしてくれ、ということも言う必要があると考えている。

委員：その姿勢が大事である。

委員：後になったらいろんな業種の方からなぜ引き受けなかったのか、という話が出てこないとも限らないし、あまり微々たる金額とか言っははいけない。

会長：たぶん県の段階では国からおりてきたものを、役所の守備能力の範囲でおりに来たときに処理能力があるか、職員の対応能力があるか、ということ徹底的に検討したうえで、そこが表に出てきてはじめて市民へのサービス向上につながると思う。受けるがいい、断るがいい、という問題だけでとらえず、職員の意識改革も含めて受入れを検討していただきたい。その他ご質問はないか。なければ次の報告に移ります。

#### 【5. 議事 報告 指定管理者制度について】

事務局：（資料3「指定管理者制度について」に沿って説明、以下要点抜粋）

指定管理者移行計画に基づき各施設所管課と作業を進めているが、地域コミュニティ施設を除いては原則として全て公募で手続きを進めることを確認した。制度導入済み施設については資料に記載した。

委員：民間でできることは民間で、ということで委員会でも議論してきたが、この結果を見ればスピードが遅いのではないか。

事務局：1月1日の合併後しか各支所をお願いすることはできなかったのだが、急いで何とか作り上げてきた。半年というスパンはどうしても必要であり、議会を2回通らなければならない。2回目で指定議案が通ったときにすぐ移せる施設もある。このうわば公園とか前から管理をされてるところを指定するときは引継ぎ期間が必要としないが、他の特に鹿屋市の施設については管理委託の形をとっていないので、事務引継ぎはどうしても1、2ヶ月見てあげないと業務が滞ってしまう、もしくは利用者にも不便をかける事態となる。しかも今年が初年度であるため9月と12月の議会を経て来年4月からという方向で時間的な余裕を現課にも与えなければ進められないという見解があった。そのうえで19年度以降予定施設については各所管課に対して20年の4月ではなく前倒しで導入するように説明をしている。

委員：だからこれをどんと推進していかないと何もならない、ということである。

会長：37施設を18年度に公募する予定ですね。

事務局：37施設のうち26施設になる。11施設は地域コミュニティ施設である。

会長：それを公募するスケジュールでいくと、募集案内は9月前にするのか。

事務局：9月前にはできない。条例改正があって初めて指定管理者制度に移行するというのが決まる。

会長：10月以降に公募するということか。ヒアリングは募集した期間に行うのか。

事務局：応募を受け付けながらになる。申請書もあがってこなければ審査もできないことになるし、  
どういう企画をされるかもわからないことになる。

会長：流れとしては、10月中にヒアリングも含めて18年度の分を公募するというでいいか。  
行革委員会のメンバーに、37のうち26施設について、これだけ公募するというのはいつ分  
かるのか。それはマル秘になるのか。委員に事前に知らしめるということはあるのか。

事務局：議案については約2、3週間前に提出となり、その時点では決定するので、お知らせする  
ことができる。8月の前半には議案が決定する。それを提出して9月議会で審議するので、そ  
の過程で否決になれば当然指定管理者には移行できない。

会長：なぜこの質問をしたかという、委員の立場からすれば事前に公募などについて知っておく  
必要があるのではないかと感じて確認したところである。

委員：公園を指定管理者に任せただけの場合に、具体的に人件費など金銭的な面なども公募のときに表示  
されるのか。

事務局：公募の場合には入札とは違うが、入札的な要素も含む。こちらから公園をいい状態で運営し  
ていただくための条件は当然提示する。公園であればやぶ払いについては3ヶ月に一回して  
くださいとか、利用の条件はこうです、という細かい仕様書まで作る。募集要項というのは  
大まかなもので、応募する資格は税の滞納がないか、などから始まり、資格審査、管理の条  
件、作業内容、金額的な部分についても経費節減は考えなければならないが、無用な混乱を  
避けるために額を提示する必要がある。おおよその管理経費の中からこのぐらいである、  
というのは示す。その上限を超える場合はよっぽど何か理由がない限り選定されない。今ま  
で100万でやっていた場合に、それを150万で受けましようといっても、その50万分が市  
民サービスに反映される明らかな要素があれば別であり、可能性は全くないとは言わないが、  
同じ管理運営条件であれば150万と85万なら85万のほうをとるということである。選定は  
単純に金額だけでもなければ市民サービスの向上だけでもない。それぞれごとに見て総合評  
価をして決めることになる。

委員：収入がある施設について建物はテナントとして貸すのか、どうなのか。

事務局：その施設を自由にお使いください、というものではない。公の施設というのは条例に設置目  
的がある。体育館についていえば、体育をする場所であり物販をする場所ではない。ある一  
部を目的外使用の許可をとって利用者のためにジュースの自動販売機を置くというレベルは  
許されるが、テナント料をとって全体を使ったフリーマーケットをするというのはいくつか  
できない。

委員：吾平の物産館などについてはどうなるのか。

事務局：物販施設は事業者から見ればほしい施設であると認識している。物産館となると物産をどこまで広げるかというのが問題になってくる。例えば地域の物産を売るためにある串良の直売施設等は基本的に農家の方が作った、もしくは2次加工したものを持ち込んでそれを直接売るといふ施設であるから、問屋さんから品物を安くで仕入れてきて売る、というのはいない施設である。あくまでも施設の設置目的の範疇であれば、どういう使い方をしていいということである。

事務局：ホテルなどが分かりやすいが、つわぶきなどは業務として建物を提供するというのをやっているの、その業務に関することについては指定管理者制度の中で運用していくことになる。そこで得る収入の利用料金制をとれば指定管理者の財布に入ってくる形になる。ホテル全体の運営は指定管理者にお任せしますよ、ということになり、とうぜんそこでは運営のノウハウが出てくると思うが、その判断を自治体が行う、ということである。

委員：公の施設について条件があるといわれたが、大分県の宇目町というところは、三セクで運営しているレストランがあるが、仕入れて売るお土産、それと地元の物産を売るというのが両方あって黒字になっていると聞いている。物産館だからといって、地元の物産しか売れないという制限があった場合に成り立っていかない場合はどうするのか。臨機応変になっているのか。せっかくの施設が、建物はあるが運営できないで閉鎖するような状況じゃ困るのでは。

事務局：あくまでも設置目的の達成であって、市民の利便性の向上に資するという事しか申しあげられないが、仕入れて売るお土産品についてはあり得るが、物産館となっている以上物産がひとつもなくして全てを問屋から仕入れて売るといふのは本末転倒となる。そのレベルはこの場ではいい悪いはいえないところである。所管課に正しく使えているかという指導をしていくということになる。

会長：要するに指定管理者制度は何のために委託から移行するのかという基本的なことを再認識するチャンスでもあった。応募してくる施設はいいが、事業者が乗ってこないその他の施設について、この委員会で方策を協議できればと思うのでよろしくお願ひしたい。その他質問はないか。なければ、報告の2件については了承いただいた。次はその他で協働に入る。前回に引き続き各委員から意見を伺うが、資料が出ているので事務局から説明をお願いする。

#### 【6. 議事 その他 協働について】

事務局：（資料4「地域活動との協働」に沿って説明、以下要点抜粋）

資料はたたき台として提出してあるのでご了承願ひたい。前回提言いただいたことも踏まえ、町内会等との協働・支援等の役割分担を明確にし、協議してともに協働関係を築き、地域の実情に即した合理的な支援、地域コミュニティの再生を目指していきたい。

会長：協働について前回から協議いただいているが、しばらくの間協働についての意見、行政に対しての質問もあろうかと思うので、お伺ひしたい。協働についての共通認識はみなさんいかがであるか。町内会は全部でいくらになりましたか。串良は86、鹿屋は95くらいあったと思うが。

事務局：全部で308あり、鹿屋が95、串良が86、吾平が88、輝北が39であるが、10戸以下の町内会も多いので再編を進めている。地域的な面もあるが、鹿屋についていえば300戸くらいを一町内会の標準としている。ただ、地域でも距離が離れていて難しい面もある。本庁は自治防災課、総合支所は地域振興課が担当している。

会長：いろんな歴史がある中での再編になるので抵抗もある程度あるかもしれないが、方向性としては300から400戸程度という指針で今動いているということである。ひとつの集落町内会に企画をする知恵者がいれば活性化は動き始める。そろそろそういう出番が出やすくなるよ

うにしかけていくのも協働に対する委員会でのひとつの提案かもしれない。そのために前回いい提案を出す機会を設けたわけである。そこで具体的に、こういう方式、こういう形はどうかという意見はないか。

委員：町内会において、知患者というのが出たが、鹿屋では今の組織の中ではそういう形になっていないと思う。会長が一人で何年もやって、その人の権力みたいなものがある。これだけ価値観も違ってきた世の中で時代に合っていない気がする。そのときそれぞれの町内会に組織化するというのが必要だと思う。その中で一年間の運営をするにあたって、企画する人たち、実施する人たちの班というのがあればもっと若い方、女性たちもその中に入っていけると思うのだが、今の町内会組織はひとつの権力である。町内会長がある意味議員よりも権力があるようになっている。言い方は悪いが選挙がらみもある。町内会はひとつの大きな票になる。だからそうではなく、町内会で生活する人たちがもっと若い人たちも含めて意見がいえるような、自分たちで作っていくシステムに持っていくべきだと思うがそういうふうになっていない。初めて班長をして総会等でいろんな意見を言うと、まあまあ、みたいな感じで言われてしまう。少子高齢化が進む中で地域の中での子育て支援とか特別に行政が制度を作らなくても昔みたいに地域で子供が育てられるような環境を作っていくことが大事だと思う。その辺を見直してもらいたい時期だと思う。

会長：鹿屋と串良でこれだけ地域性が違うのかという感覚もある。

委員：吾平と鹿屋の組織は確かに相当違っている。組織改革は必要である。アイデアを出す人がいればいいがなかなかそうはいかない。市の職員が積極的に地域にかかわればその町内会は発展すると思う。職員の勤務評定方法に地域への貢献も考慮してもらえればもっといいと思う。

委員：輝北は小規模組織が多いが、400 くらいの世帯になると4つの校区組織にしかならない。前回の会議で市道の草払いについて協働になるのではないかとということで、今までは町が音頭をとって、若干の経費負担をしてやってきたが、旧町道の約6割であったが、90キロくらい、町内会に委託していた。業者に委託するより6分の1くらいの経費でできていた。それがなくなるから本年度そういう実施方法をやめたら協働の後退になるのではないかと申しあげた。今年度はボランティアによる清掃ということで文書が各町内会に来ていたようである。私が聞いた範囲では、39集落のうち1集落がまだ手を挙げないとのことであるが、ボランティアによる道路の清掃をするということである。自主的にどこからどこまでするという申請をして、ということであったようである。協働の後退にならない方向にきたような気がする。そういうことをモデルに市全体として拡大していったらいいのでは。

委員：輝北でも10戸の集落があったりするが、町内会3つをひとつにするなどの話を聞いているが、なかなか昔からの地域のよさがあたりしてうまくいかないようである。協働ということだが、今まで愛護作業とかはみんな協力するが、他のことになるとそうもいかない。地域自体がまとまって盛り上がらないような気もしている。10箇所の集落でそうであるので、地域的に難しいと考えている。

委員：今町内会長をやっているのだが、高齢化も進み、子供たちの声も聞かれない。私も50代であるが、なかなか上の方には逆らえないという部分もある。世帯数から言うと50世帯くらいだが、なかなかこうあるべきという意見はあるのだが思うようにいかない。先ほど鹿屋のほうの町内会は選挙協力云々といわれたが、以前は串良町などで、道路愛護作業をやったときに、刈払い機、その他の作業機をだしたときのガソリンチケットがあったが、今回からはもう出さないということであった。地域振興課に電話したところ、町内会委託料の中に含まれているから町内会の判断で活用するということであった。先ほどからあるように地域社会と行政が連携をとれたら、いい協働、ひとつの姿が出てくるのではないかと。協働という言葉はこの席で初めて聞いたが、それ以来新聞を注意してみているとよく出てくるようである。財政状況が逼迫しているから、こういう状況を自分たちで工夫して作り出してい

ざるを得ないという気もしている。イメージとしてはかつての村落共同体にあったユイとかコウなどが行政の領域に入ってきて地域社会が少しでもよくなればいい、と自分では理解している。

委員：まず、市の加入率 74%は高いな、という印象である。それと市役所以外の公務員についても町内会に参加されているのか、県の方も単身で来る方もいれば鹿屋に住まない方もいる。県、国の公務員の意識のレベルに差があるというも感じている。市内一斉清掃のお知らせも終わってから町内会の回覧が回ってきたのは残念であった。

会長：地域再生は職員が地域に住んでいるその人たちの位置づけ、こうやった人たちを職員間で協働についてどういう位置づけができるか、ということについて、可能性についてお尋ねする。

委員：関連して、市の職員だけでなく市内の学校の先生方なども地域に住んでもらいたいというのは協働につながると思うので付け加える。

事務局：今回の合併により、旧鹿屋の職員が三町の職員に学ぶべきことは多いと感じている。地域に密着した行政が行われてきた、ということが良く分かる。地域に入ってから仕事のやり方にも違いがあった。私たち自身が町内会に入ってからどう協働していけるかについては総務課の方でも文書等で指導を始めており、機会があるごとに市長からも指示しているが、組織としてはまだ出来上がっていない。協働についての窓口を組織のどこに置くか、という問題もある。市民活動推進課、自治防災課、企画調整課、地域政策課と、4つの課が混在しているので、早い段階で一本化したい。それと職員の地域への入り込みについては研修などを通じて段階的に進めていかなければならないと感じている。

会長：鹿屋市長も職員の協働については進めているが、町内会で差がある状況である。市の職員だけでなく、地域住民も巻き込んでやっていかなければならない。300ある中で10くらいはモデル的にも指定してもらって3年間くらいはあなたのところは福祉を、教育をというような組織の立ち上げを提案して出さないと協働は前に進まないと思う。例えば自分の集落には役場職員が11人、自衛隊、JA職員、保健師もいる。私の集落は行政マンを役員に位置づけた。以前は役場職員は定年になってからという感覚であったが、10年前に館長を引き受けてから変えてきた。今は夫婦で行政マンが出てくる。地域に先生も住んでくださいというのと一緒である。役場職員が町内会を育てていくというパターンを作っていくための予算化措置ができれば、例えば100万円投じるから、そのレシピにしたがってやって、協働して一緒に作り上げていきませんか、という鹿屋の位置づけができたら、出番を待っている人は大勢いる。伝統的なものは行動、汗、企画などで踏破しないと改革できない。企画したい町内会への行政指導は行革でやっていただいて、既存の町内会は町内会で両面から支援していけば、10年これをやったら鹿屋市の地域は小さな政府がどんどん立ち上がっていくと思われる。躍動する鹿屋市の基本ができると思う。絶対やらなければいけない。

会長：ここで検討した協働に関する協議はみんな必要と思っているが具体性が出てこない。予算化してもらおうじゃないかというときにこの行革の協働に予算を付けてもらうときにタイムリミットはどうか。

事務局：予算措置をする段階を踏むとなると、来年度の予算については11月頃がリミットになる。最終的な確定が1月になるのでその段階までにある程度の骨子、計画がまとまっていないと難しいと思われる。次の年度になるときちんと協議を重ねて提案していくことになっていくのではないと思われる。ただそういうことではなく早い段階で何か取り入れをすることで動き出していくということになれば、それについての最終的な判断についてはこちらではしかねる部分がある。

委員：市長のリーダーシップが一番大事である。そこまでいかないと行革でいくら言っても堂々巡

りとなる。市長もわれわれの意見が直接見れる段階になっているわけだからその辺をしっかり押さえてやっていただかないといけないと思う。

事務局：この協働については最初この委員会を立ち上げるときに市長にお願いがしてある。委員会で提案することについても理解をもらっている。私たち自身も整理をしながら進めていきたい。

委員：この委員会でこれまで出された意見がこういう形で処理された、という形が見えないと委員にしても担当職員にしてもむなしい気持ちがあると思うので、どれでもいいのでこれについてはこう処理されました、という成果が見たい。発表できるようなものがあってほしい。

会長：協働について、これ以上協議しても意味がない。必要性については職員もみんな必要だと感じている。これをどうやって具体化していくか、ということの職員への広め方、もうひとつは町内会の人たちへの認識のさせ方、この両面が併進していけば、必ず手を挙げてうちはこれをやる、ということになり、そこからいろんな知恵が出てきたときのまとめ役が町内会長であろう。レベルの底上げではなく意識の底上げが図れる。そのような集落興しをやっていけないといけない。これが地域再生だと思っている。余計なことを言ったかもしれないが、市長がこれについて予算を組むというところまで言っていただきたい。それくらい大切な企画を申しあげている。

委員：こういう生の声をやはり市長、助役にも聞いてもらいたい。

委員：輝北町の学校教職員について、鹿屋から通勤される方もいると思うが、校長、教頭以外は輝北には住んでいないように思われるので、その辺を教育委員会あたりも異動のときなどは積極的に来ていただくような努力もしていただきたい。

委員：町内会について、吾平では町内会の位置づけ、意味がまだ浸透していない。吾平では現にまだ振興会、部落というイメージが根強い。行政から半強制的に例えば町内会を10に持っていくというような取り組みを進めてもらいたい。職員の地域への行事参加について、役員ぐらいしか出てこないというのが現状である。吾平では以前町の運動会があったが、その日にカライモ堀りをしていた職員もいた。行政からもっていかないとなかなか現実的には難しい。

会長：串良は自治会であった。全国的にも自治会といったほうがびんとくるようである。

委員：吾平ではいまだに振興会と言っている。資料に書くときに町内会と書く。吾平町については新しい方々が土地が安いから転入してくるが、町内会にはメリットがないから入らないということがある。暗黙の中で加入しない人はごみが捨てられないという罰則もあるようである。そういったデメリット的なものがなければなかなか加入については難しい。

委員：町内会、自治会、振興会についての条例などがあるのか。

事務局：鹿屋は昔から町内会だが、条例にはなく、規則にはある。詳しい経緯は分からない。

会長：今回はもう少し突っ込んで議論したいと考えている。もうひとつ、若い人たちがいなくなると困るのは防災組織のメンバーである。消防団員がいなくなり、年寄りがホースを握らなければならない時代に来ている。役場の職員はそういう意識が高かったが、鹿屋の職員においてはそのような意識が少ないと考えている。こういうときに地域再生で家族を、地域を守るということを真剣に考える必要がある。

委員：町内会長をやった経験から、ひとつは、消防団員になる人がいなくて、比較的若い人たちにお願いで回ったが、全部断られた。もうひとつは町内会を出たいという方がいて、判例を調べたら町内会は任意の団体であるから加入を強制できず、出て行く人を止められないとい

うことであった。共益費のような町内会費を納めなければごみは捨てられないということはあるのである。

委員：今の町内会はそのまましておいて自治会、振興会は大いにやるということではないといけなのでは。都市型は入る入らないは自由である。特にマンションの人たちはまず入らない。ごみは出すし、回覧板はもちろん回らない。

会長：鹿児島市の場合行政はノータッチである。自主運営自主申告でやっている。鹿屋もその動きにきている。合併して出てきていることは、串良の場合は月に4回、週に1回は必ず行政通達が来ていて、自治会長は行政の駐在員の役割でやっていたが、高齢になると駐在員役も務まらなくなる。合併して月に4回あったのが2回になった。コミュニティがそれだけ削減されたということである。こういうことも含めて協働はお互いの汗する場所をセッティングしてあげないと隣の人は何しているかわからなくなってしまふ。それが進んで、落ち込んでから地域再生、協働を考えても大変な苦勞があるから、今が最高にいい時期ではないか。そう思っているから特に協働については真剣に議論していきたいと考えている。協働については次回も是非ご意見を伺いたい。

委員：その他で私見として提案であるが、行革のプラスの面、鹿屋の高隈のゴルフ場が売却されるが、普通なら行政が買うのは難しいだろうが、話を聞く中では、あの周辺には大隅湖があり、アジア太平洋があり、高隈溪谷があるが、ほとんど機能していないのではないかと。輝北うわば公園などもあるので採算面もあってそんなに高い金額ではないと思うのだが、ゴルフ場を取得して、健康スポーツ都市を標榜して市民が一体的に利用できるし、芝の手入れもシルバーなどを使って雇用の面にも活かされ、アジア太平洋や大隅湖へ人が流れるというように知恵を絞ってもいいのではないかと考える。今なら財政、企画などから一人ずつ集まって知恵を出し合ってプラス面に考えることもいいのではないかと。もう買われているかもしれないが、ばらのまち鹿屋、輝北のみどりなどにもつながるのでは、ということでその他で提案しておく。

委員：鹿屋は組織とか行革でいろんな面を協議されているが、事務経費、予算申請する場合に稟議書などを執行するときに再度同じような書類を出さないといけな。こういう無駄な事務の見直しも組織改革の中でやっていただきたい。

会長：その他ご意見なければ事務局の方から願います。

事務局：次回開催日は8月31日の木曜日とする。最後に総務部長がご挨拶申しあげる。

総務部長：先ほどからあるようにこの委員会でのご意見は助役市長にも届けているところである。月2回定期的な行革総括会議をすることになり、事務レベルで部内においても行革が関係するわけで、横の連携を図るため、部の検討会で協議を進めているところである。報告にもあったが権限移譲など私たちの自治体も非常に変わってきている。あわせて職員自体も変わる必要があるが、特に管理職について、最重要課題としての行革についての意識を深めるため、今月管理職研修も予定しているところである。自治体の自己決定自己責任がいわれる中で今から試され、生き残りをかけることになるので、私どもも十分認識、理解して頑張っていくので今後ともよろしく願いたい。

## 【7.閉会】